

公益財団法人日本スポーツ協会

日本スポーツグランプリ顕彰規程

(目的)

第1条 日本スポーツ協会は、21世紀の国民スポーツ振興の推進にあたり、国民の一人ひとりが豊かで活力のある生活・暮らしを目指し、生涯を通じたライフステージにおいて、自己の能力・適性、興味・関心等に応じ、主体的にスポーツ文化を豊かに享受することのできる、いわゆる「生涯スポーツ社会」の実現を目指している。

そこで、長年にわたりスポーツを実践するとともに、広く国民に感動や勇気を与え、顕著な功績をあげられた中高年齢層の個人又はグループに対して本賞を授与し、その功績をたたえ、もってより一層の生涯スポーツ振興の醸成に資する。

(対象)

第2条 長年にわたるスポーツ実践者で、現在も活動を継続し、当該スポーツにおいて、中高年齢層の顕著な記録や実績を挙げ、国内外において高い評価を得た下記に該当する個人又はグループ。

ただし、原則として、オリンピック競技大会、各競技別世界選手権大会等に出場経験のある者を除く。

- (1) 当該スポーツを長年にわたり実践している個人又はグループ
- (2) 当該年齢層において世界記録等を樹立した個人又はグループ
- (3) 当該スポーツにおいて顕著な実績を挙げた個人又はグループ

2. 受賞者数は、若干の個人又はグループとする。

(選考委員会)

第3条 選考委員会は、総合企画委員会加盟・栄典部会員及び学識経験者をもって構成する。

委員長 1名
委員 若干名

2. 委員長は、理事または学識経験者の中から会長が委嘱する。
3. 委員は、会長が委嘱する。

(受賞者の決定)

第4条 受賞者は、選考委員会の審査を経て、理事会で決定する。

(表彰)

第5条 顕彰は、本会会長名による賞状及び副賞を授与して行う。

(雑 則)

第6条 この規程に定めるもののほか実施に関し必要な事項は、総合企画委員会加盟栄典部会において定める。

附則1

この規程は、平成18年1月11日から施行する。

附則2

1. この規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

附則3

1. この規程は、平成30年4月1日から施行する。